

(概要資料)原産地規則解説

原産地規則とは、ある製品が協定締約国の原産品であるか否か（製品が特恵を受ける資格を有するか否か）を特定するためのルールです。

原産品とは

(a) 完全生産品

- ・一ヶ国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された製品
- ・典型例は農水産品（動植物・魚介類等）、鉱物資源

(b) 非原産材料を用いて生産される製品（品目別規則(PSR)）

- ・第三国からの輸入部品・材料を一部又は全部用いて生産した製品の原産資格判定方法
- ・具体的な基準は以下の3種：
 - ①関税番号変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification)
 - ②付加価値基準(VA: Value Added)
 - ③加工工程基準 (SP: Specific Process)

(c) 原産材料のみから生産される製品

他国から輸入した原材料を用いて生産された原産部品を含む（例えば、国内の部品サプライヤーで生産される部品と内作部品のみを用いて最終製品を製造する場合など。従って、最終製品には非原産の原材料は使用されていない）（図4参照）

※原産地証明書の申請に当たっては上記(a)～(c)のいずれに該当する原産品であるかを特定する必要があります。

品目別規則(PSR)について

非原産材料を用いて生産される製品の原産性を得るためには、

品目別規則(PSR)

を満たす必要があります。

(日アセアンEPA、日ベトナムEPA、日スイスEPAでは一般規則※を採用)

品目別規則は各協定の附属書に記載されています。

品目別規則に記載されている関税番号(HSコード)について、その規則を満たす必要があります。

※PSRに規定されていないHSコードにおいては一般規則を満たす必要があります。

日アセアンEPA、日ベトナムEPA、日スイスEPAにおける一般規則は

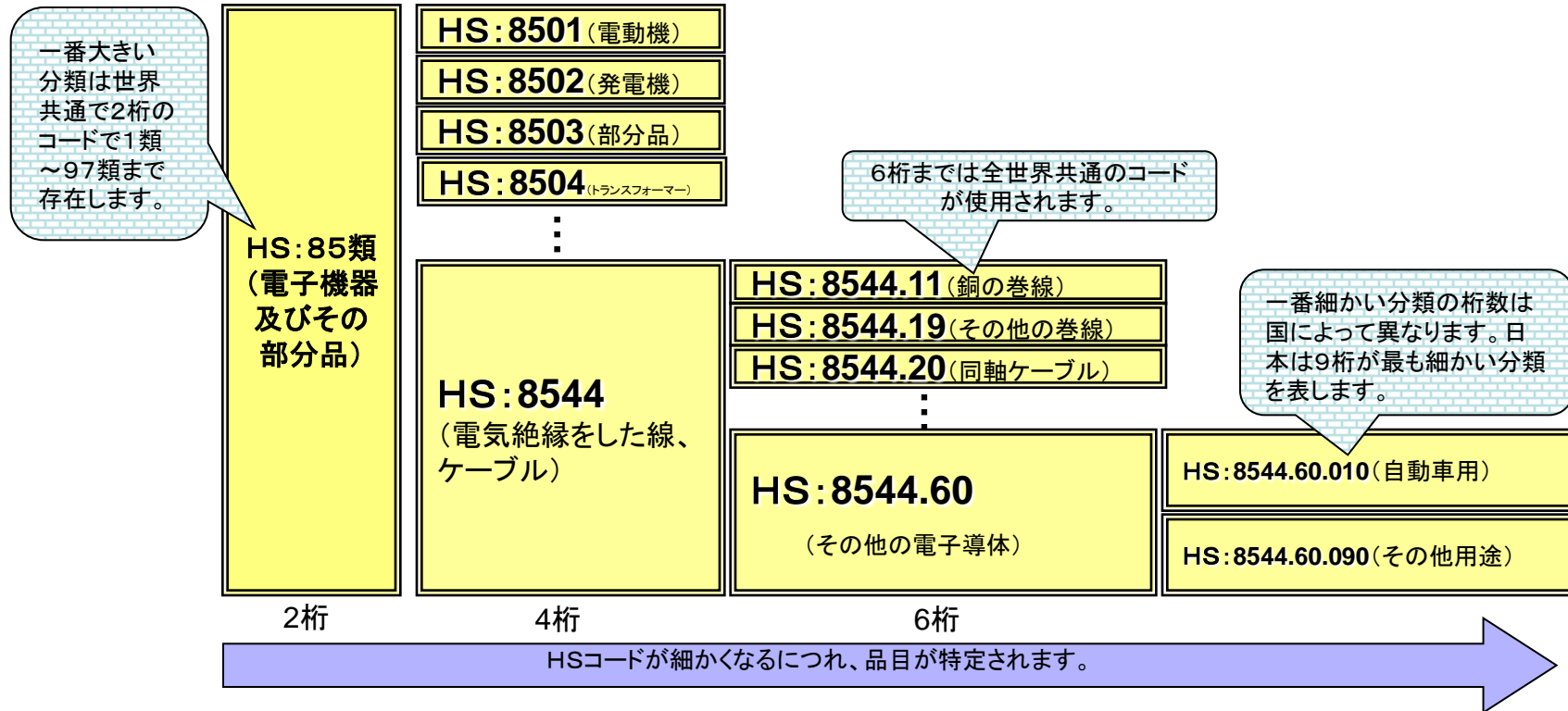
付加価値(VA)40% 又は、関税番号が4桁の変更(CTH)

と規定されています。

関税番号(HSコード)とは

原産品判定のためにはまず製品の関税番号への確認が必要です。

●関税番号(HSコード)とは●



品目別規則の確認

(b)非原産材料を用いて生産される産品の場合、

協定附属書 品目別規則

を確認します。

例えば日アセアンEPAにおいて、最終産品が該当する関税番号が8542.10であり、該当する関税番号に左の記載があった場合、



= 付加価値基準

又は



= 関税番号変更基準

どちらかの要件を満たせば、原産品と認められます。

		第八五類
	八五・四二	
	八五四三・八一	
プロキシミ ティカード及 ビプロキシミ ティタグ		
RVC四十パーセント 又は、 CTH（第八五・四二項か らの変更を除く。）		

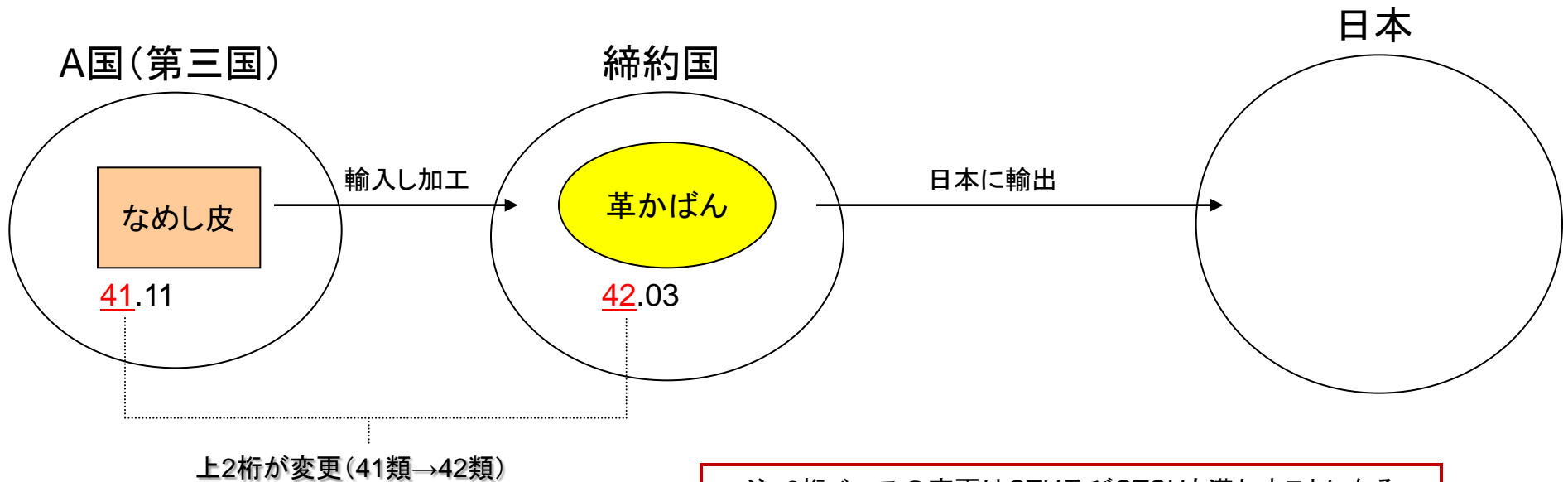
非原産材料を用いて生産される製品の具体的な基準(1)

① 関税番号変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification)

使用する非原産材料・部品について、関税番号での「桁数の変更」ルールを満たせば、生産される製品は原産品であると認められます。

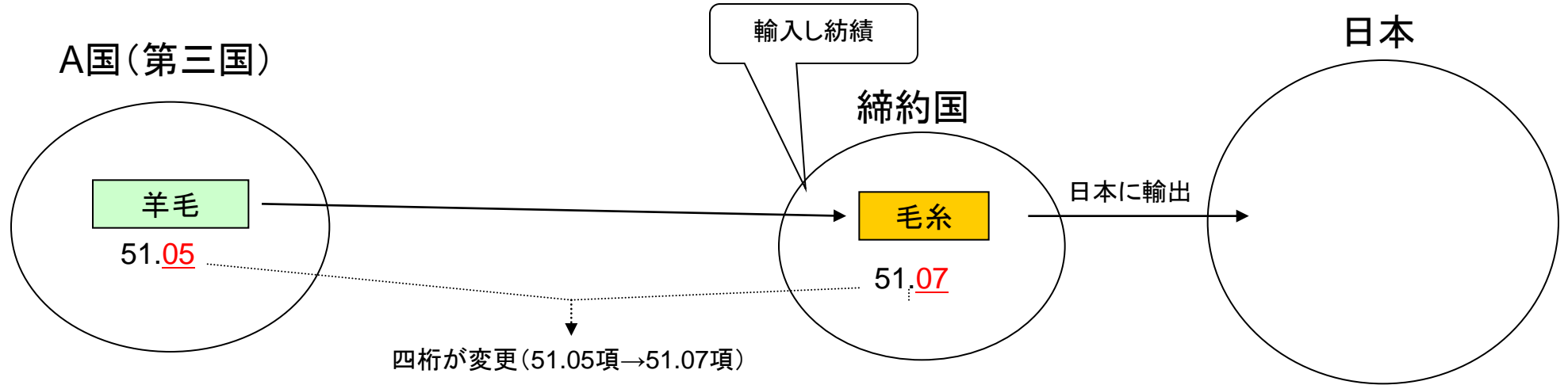
CC (Change in Chapter: 類変更(上2桁変更))
CTH (Change in Tariff Heading: 項変更(上4桁変更))
CTSH (Change in Tariff Sub-Heading: 号変更(上6桁変更))

2桁レベルの変更(CC)の例

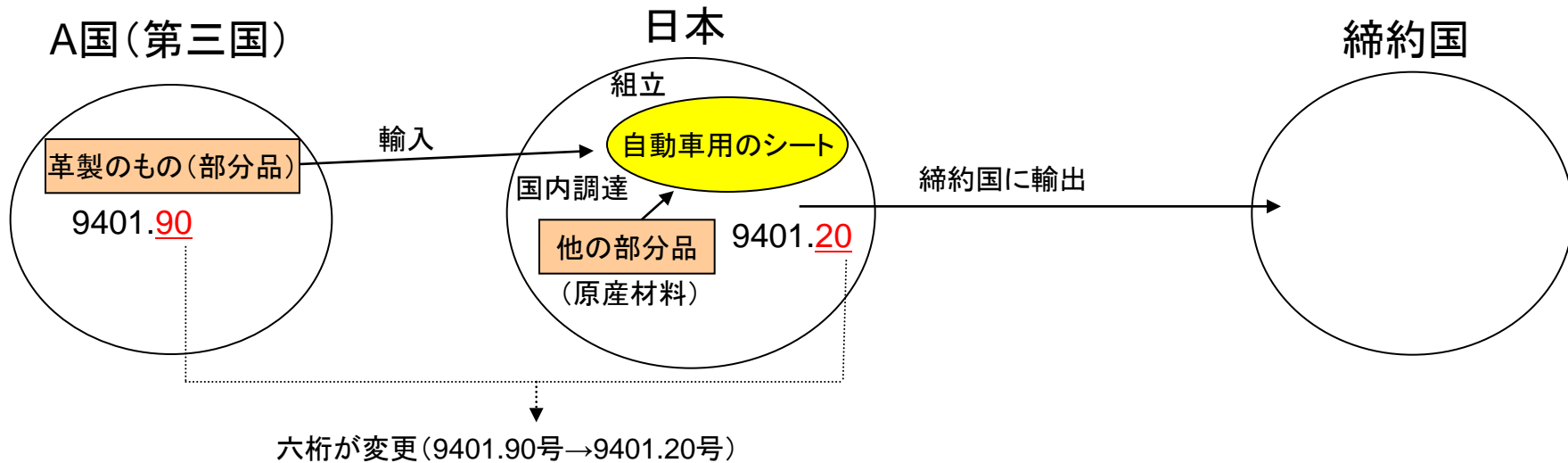


注: 2桁ベースの変更はCTH及びCTSHも満たすことになる

4桁レベルの変更(CTH)の例



6桁レベルの変更(CTSH)の例



○関税番号変更基準(CTC)は非原産の材料にのみ適用 → 原産材料は番号変更の有無を見る必要なし

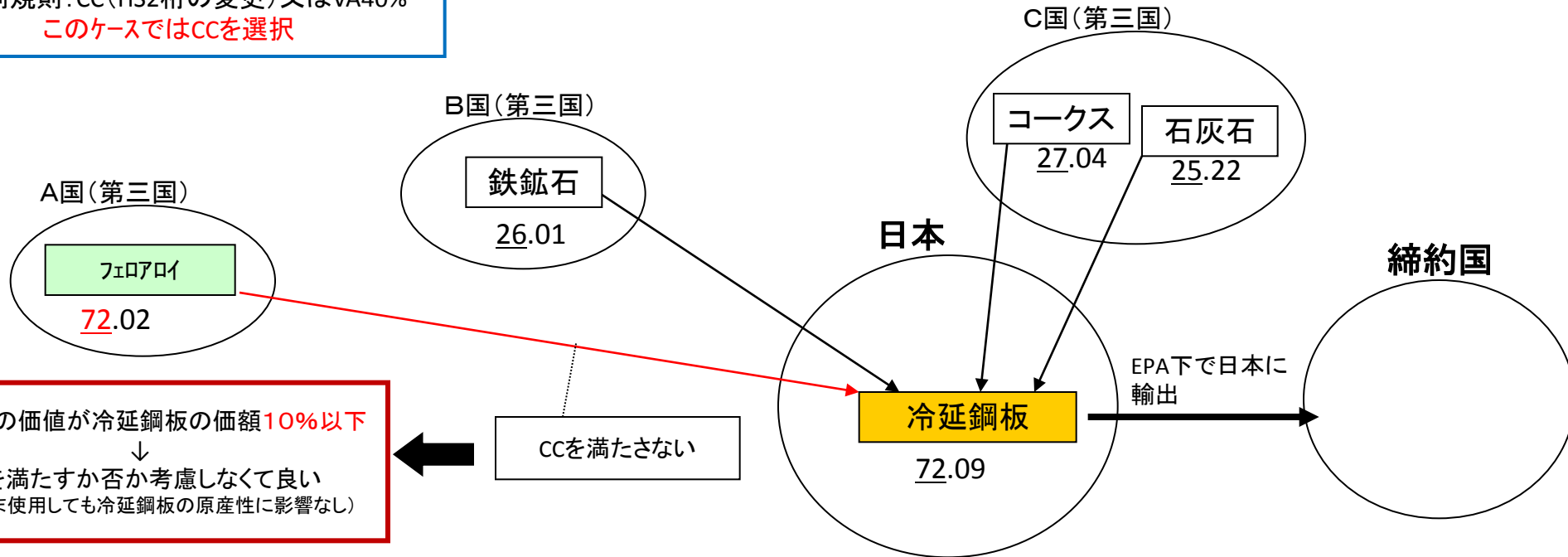
僅少の非原産材料(デミニマス規定)

○関税番号変更基準(CTCルール)の適用に当たり、一般的に、

- ・CTCを満たさない非原産材料の価額の合計が製品の価額の10%以下(繊維製品を除く鉱工業品); 又は
- ・繊維製品(50~63類)については、CTCを満たさない非原産材料の重量の合計が製品の重量の10%もしくは7%以下(EPAによって異なる)の場合には、これらの非原産材料は考慮しなくてよい。となっています。

○EPAによっては他の関税番号も対象になっていますのでご確認ください。

品目別規則:CC(HS2桁の変更)又はVA40%
このケースではCCを選択



非原産材料を用いて生産される製品の具体的な基準(2)

② 付加価値基準 (VA: Value Added)

締約国内における生産・加工等に伴い形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値(閾値)を超えた場合に、当該産品に原産資格を付与する方法です。(図1参照)

<原産資格割合の計算式>

$$QVC(\%) = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

(※) QVC: 原産資格割合(締約国における付加価値(EPAによってはRVC/LVCと規定))

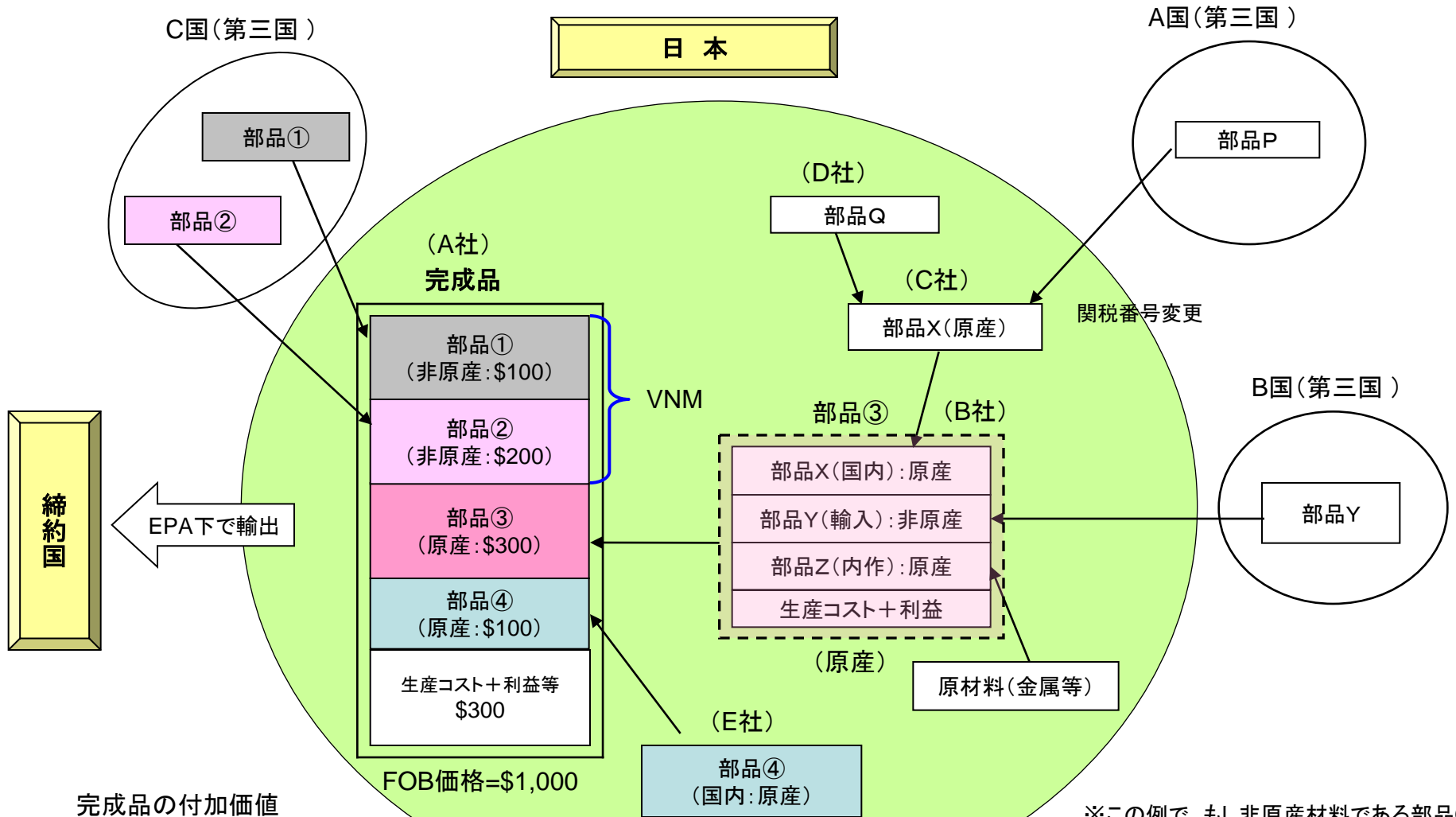
FOB: 産品の取引価額(本船渡しベース)

VNM: 非原産材料(第三国からの輸入部品等)の合計価額

QVCの閾値は協定やHSコードによって異なります。

図1 付加価値基準

$$RVC(\%) = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$



完成品の付加価値

$$RVC = \frac{\$1,000 - \$300(①+②)}{\$1,000} = 70\%$$

※この例で、もし非原産材料である部品①と部品②がなければ、

原産材料のみから生産される産品
に該当することになります。

付加価値基準の計算における非原産材料価額の扱い

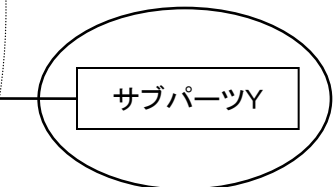
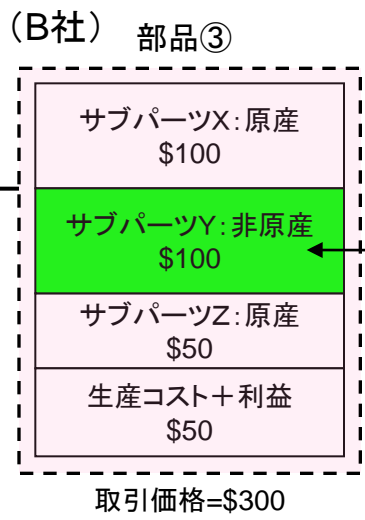
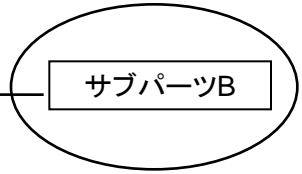
- 非原産材料の価額＝CIFベース(不明な場合は国内での確認可能な最初の支払い価格)
- 輸出製品の生産に使用される原材料(国内調達パーツ等)の中に非原産材料(輸入サブパーツ等)が使われていたとしても、当該原材料が原産品と判断される場合にはこれを100%原産と扱って良く、従ってこの非原産材料の価額をVNMに加える必要はありません。(ロールアップ:図2参照)
- 原材料が原産か非原産か不明(unknown)、又は原産であることが立証不可能の場合は、非原産材料として扱います。
- 原材料が非原産と判断された場合には、たとえ当該非原産材料の中に締約国原産の材料が含まれていたとしても、この原産材料の価額は考慮されません(原産部分を差し引くことなく、当該非原産材料の価額全体をVNMに含める)。(ロールダウン:図2参照)
- ただし、一部のEPA(日インドネシアEPA等)においては原材料が非原産と判断された場合でも、当該非原産材料の中に含まれる締約国原産の材料の価額は原材料全体の価額から差し引くことができます(原材料のうち当該非原産材料のみをVNMに含めることができる)。(トレーシング:図3参照)

図2 ロールアップ/ロールダウン

日本

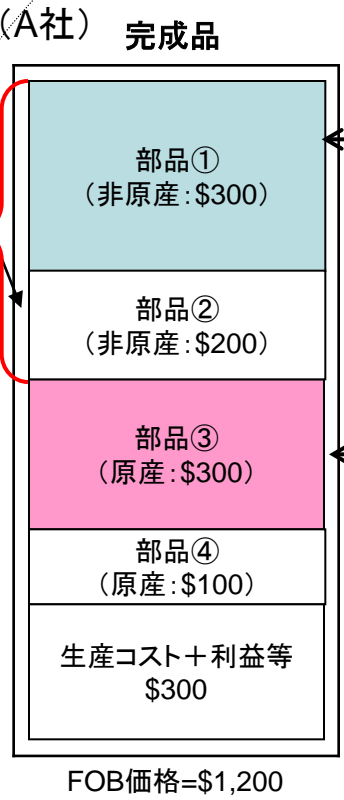
$$\text{付加価値} = \frac{\$300 - \$200}{\$300} = 33\% \text{ (非原産)}$$

<ロールダウン>
 非原産部品と判断されたら一部原産サブパーツが入っていても、当該部品全体を非原産と扱う(原産材料Aの価額\$50は差引けない)

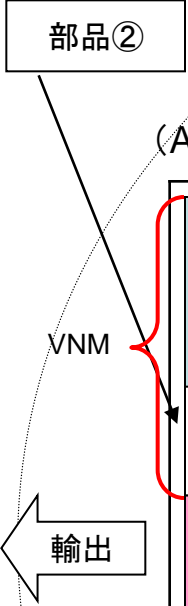


原産資格の基準値:
40%以上

<ロールアップ>
 部品③が原産資格有りと判断されたら一部非原産が入っていても当該部品全体を原産と扱う(非原産材料Yの価額\$100を差引く必要なし)



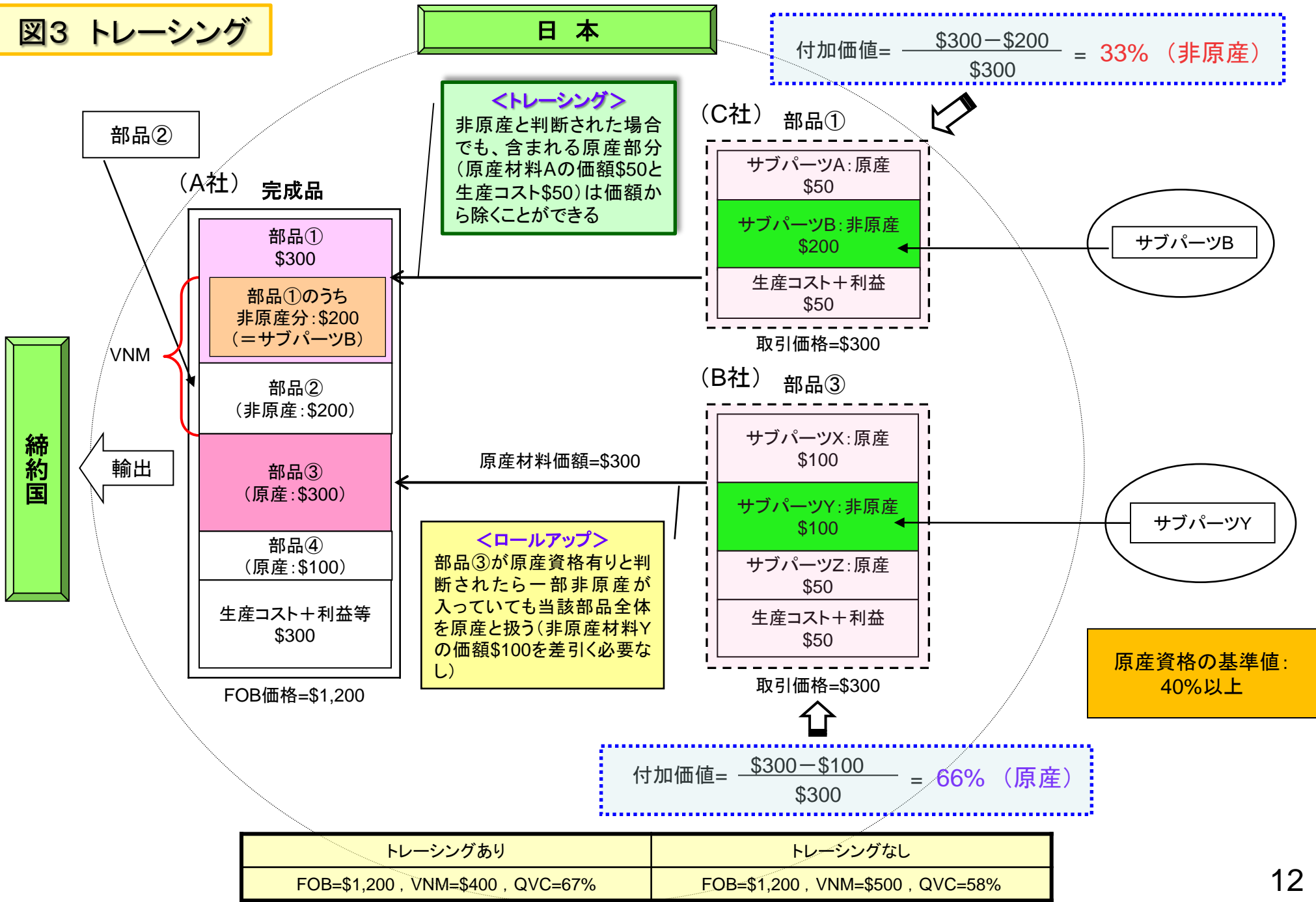
締約国



$$\text{完成品 付加価値} = \frac{\$1200 - (\$300 + \$200)}{\$1200} = 58\% \text{ (原産)}$$

$$\text{部品③ 付加価値} = \frac{\$300 - \$100}{\$300} = 66\% \text{ (原産)}$$

図3 トレーシング



トレーシングあり	トレーシングなし
FOB=\$1,200, VNM=\$400, QVC=67%	FOB=\$1,200, VNM=\$500, QVC=58%

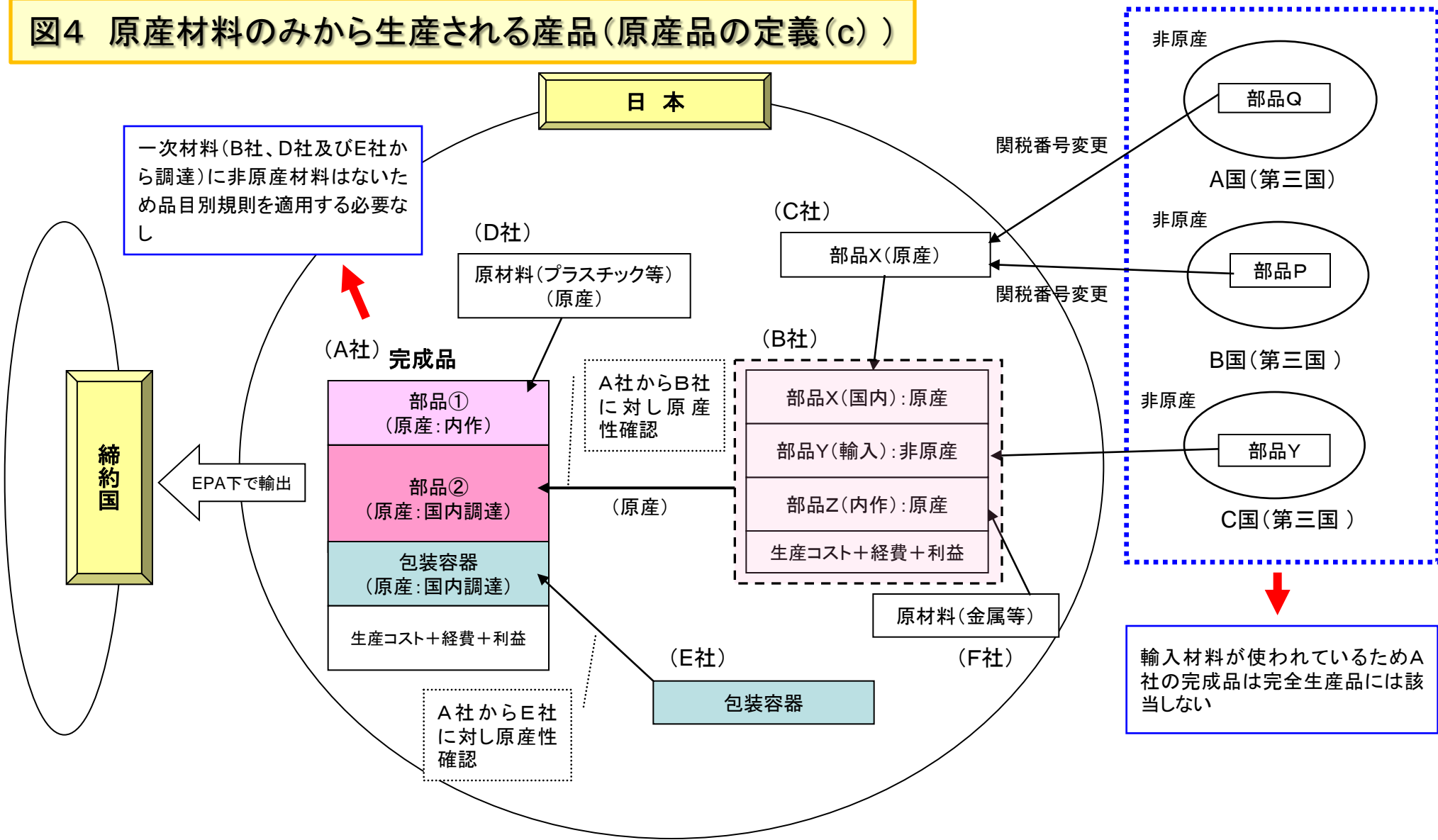
非原産材料を用いて生産される製品の具体的な基準(3)

③ 加工工程基準

締約国内で特定の生産・加工工程が実施された場合に、当該製品への原産資格を付与する方法。使用する材料・部品や、工程の内容を具体的に記述するのが特徴です。

例えば、日タイEPA等の化学反応や日スイスEPAの拡散工程等が挙げられます。

図4 原産材料のみから生産される製品(原産品の定義(c))



A社の完成品は日本原産性を有する一次材料のみから生産されており、「原産材料のみから生産される製品」の定義に該当(品目別規則を満たすか否かをみる必要なし)。

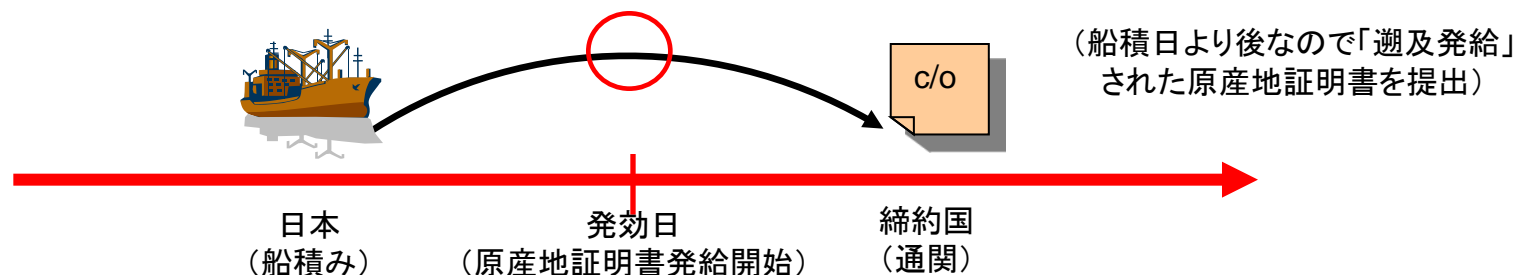
累積 (accumulation) の規定

- 締約国の原産品Xが、日本で生産される産品Yの材料として使用される場合、産品Yの原産資格の判定に際して、産品Xも日本の原産材料と見なすことができます。

協定発効直後の経過措置について

- 協定発効時に相手国へ輸送中の産品又は一時蔵置されている産品のための経過規定

EPAの効力発生の日において、日本から締約国に輸送中又は同締約国の保税地域に一時蔵置されている原産品に対する関税上の特惠待遇については、遡及発給された原産地証明書(ただし、船積み後、12ヶ月以内に限る。)を同締約国の国内法令に従って、同締約国の税関に提出の上、特惠関税を要求することができます。



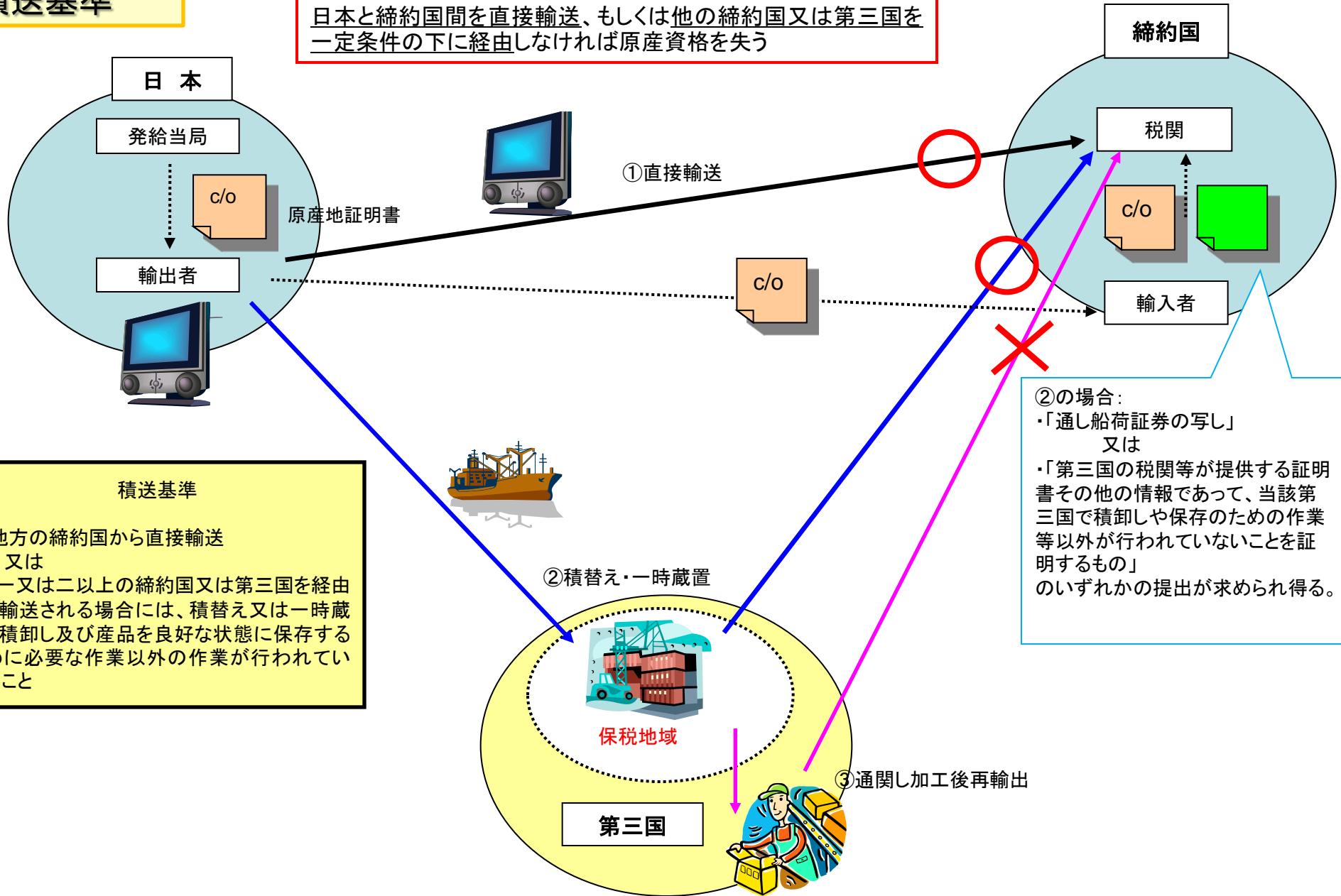
原産地証明書の記載について

- 現在、輸出入申告やインボイス作成等通常の貿易手続きでは2007年版HS(6桁ベース)を使用します。
- 他方、日ベトナムEPA、日スイスEPAを除く協定は改訂前の2002年版HSで合意・締結されており(2010年6月現在)、同協定に基づく原産地証明書上求められるHS番号の記載は2002年版HSに基づき行います。

原産地証明書の記載内容の詳細については「[特定原産地証明書発給申請マニュアル](#)」(P. 104以降)をご参照ください。

積送基準

日本と締約国間を直接輸送、もしくは他の締約国又は第三国を一定条件の下に経由しなければ原産資格を失う



積送基準

(a) 他方の締約国から直接輸送
又は
(b) 一又は二以上の締約国又は第三国を経由して輸送される場合には、積替え又は一時蔵置、積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないこと

②の場合：
・「通し船荷証券の写し」
又は
・「第三国の税関等が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国で積卸しや保存のための作業等以外が行われていないことを証明するもの」
のいずれかの提出が求められ得る。

原産地証明における義務と検認への対応について

○原産品でなかったこと等の通知義務

証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと等、申請の内容と事実が異なることがわかった際には、遅滞なく書面により通知する義務が生じますので、まず申請先の発給機関にご相談下さい。

○書類の保存義務

原産品であることが事実であることを証明するための書類を、当該証明書の発給を受けた日以降、協定で指定された期間保存する義務があります。

○原産品であるか否かについての確認(Verification)への対応

締約国の税関等は、輸入される貨物が原産品に当たるか否かについて情報提供を要請できるようになっています。また、日本政府当局が締約国の関係職員の立会の下に生産者施設を訪問して情報収集することを要請できます。この要請への対応は任意ですが、回答しないと特惠関税適用が拒否される可能性があります。